

Title	『観世流仕舞付』と『珍鋪能仕舞付』：その享受をめぐって
Author(s)	中嶋, 謙昌
Citation	演劇学論叢. 2000, 3, p. 151-159
Version Type	VoR
URL	https://doi.org/10.18910/97579
rights	
Note	

Osaka University Knowledge Archive : OUKA

<https://ir.library.osaka-u.ac.jp/>

Osaka University

『観世流仕舞付』と『珍鋪能仕舞付』

—その享受をめぐって—

中嶋謙昌

『観世流仕舞付』は、藤岡道子氏によって紹介された、江戸期の能仕舞付（型付）伝書である。⁽¹⁾その編者は、京都在住の素人役者である関三与の可能性が高く、⁽²⁾同書の記述内容や関三与の没年などから、寛文年間（一六六一〜）延宝八年（一六八〇）が、同書の成立時期と考えられている。⁽³⁾

同書の伝本には、高安流ワキ方・岡家の子孫である岡由造氏蔵本と、その忠実な転写本と見られる宮内庁書陵部蔵本がある。⁽⁴⁾岡家本は巻三から巻六まで現存するが、書陵部本は岡家本に欠けている巻二を持ち、計五巻が残存する。原態は六巻であったと考えられるが、⁽⁵⁾神能についての記述があつたと想定される巻一の存在は、現在のところ確認されていない。

『観世流仕舞付』は、のべ一四〇曲余りの能について、概ね詳細な記述を持ち、江戸初期の演出資料として貴重である。所収曲の中には、当時あまり上演されていなかった

と思われる稀曲の資料も多く含まれる。同書の成立とほぼ同時期の寛文元年頃に、能楽諸家が徳川幕府に所演曲等を出した。いわゆる寛文書上である。⁽⁶⁾便宜上、この書上において、どの家も所演曲としなかつた曲を当時の稀曲と考えた時、『観世流仕舞付』には二〇曲にわたる稀曲の演出資料が残されていると言える。

さて、『観世流仕舞付』と近い関係を持つと考えられる能仕舞付伝書に、天理図書館蔵『珍鋪能仕舞付』がある。同書は、稀曲三二曲の仕舞付からなり、編纂時期は、元文二年（一七三七）三月以降、編者は、禁裏能に関わつた金剛流の役者だと考えられている。⁽⁷⁾つまり、『観世流仕舞付』より約数十年下つた時期に編まれた伝書である。

この『観世流仕舞付』と『珍鋪能仕舞付』の所収曲は、『維盛』《正儀世守》《清重》《陀羅尼落葉》《朝顔》《丹後物狂》《雲雀山》《落葉》の八曲が重複している。⁽⁸⁾そこで、

その重複曲の記述を見ると、両書の内容が大きく重なっていることがわかる。《正儀世守》を例に、両書の記述を見たい。

《観世流仕舞付》

一、脇、なし打、直垂、太刀。子二人ながら、はかま、ちやせん髪、同じ出立、なわかけ出る。先二出る。脇、子ノ跡に付、出る。次第真中にて云。せりふ云て、子二人ハ脇座に直る。脇は笛の前にある。一せい、シテ出る。女、ウツホ、面しやくみ、ふかひにても。橋懸にて「いかにあれなる」と云、「松にかえらぬさびしさよ」となく。「二人を西に引すへて」と、二人共真中へつれて出、正面へ向けてなをる。「見物の人々もおのきあれ」と、シテ、押のくる心して出る。「なむあみだ仏」と、脇、合掌ノ太刀ぬき切らんとする。シテつる／＼と立寄をさへる。「子共に取付て」と、如此の仕舞。泣。子共の後ろにゐて問答云。謡の文句よく分別すべし。子共、問答ハ脇の方へ向て云。兄弟問答ノ時ハ、兄弟向合。「母も涙にむせび」と泣。「劔をなげ捨て」と太刀すて、脇泣。「やあいかに正儀」と云方、如文句ノ心を付る。脇つくばふ。「かれらをたすけ置」と云時、二人共なわをとく。「帝王に此由」と正面を礼する。二人ながら入。替る事なし。謡ノ文

句よく分別し、すべし。

《珍鋪能仕舞付》

一、脇。梨子打。真垂上下。太刀。子方、式人共二袴。茶筌髪。繩懸出ル。子方先へ出ル。跡ニワキ出ル。次第、真中ニテ唄。セリフ過テ、子式人脇座ニナラル。脇、笛ノ上ニ下居。

一、太夫、面、曲見。フカイ。着流。一せい、橋懸ニテ、「松にかへらぬ」ト泣、「二人をにしに引すへ」ト子方二人トモニ真中へツレ出ル。ワキ合掌シテ太刀ヌキ、キラントスルトキ、太夫ツル／＼ト出、ヲサへ、子供ニ取ツキナク。子供ノウシロニ居テ泣。子供問答。ワキノ方へ向、「母も涙」トナク。「劔をなげ捨」トワキ太刀ステ、泣。「やあいかに正儀」ト云テ文句ノゴトク心ヲ付、ワキツクパウ。「たすけ置」ト二人トモニ繩ヲトル。「帝王に此よし」ト正面へ礼スル。二人トモ子入。ウタイノ文句ヨク／＼分別スベシ。

両者を比較すると、ほとんど同じ内容である。装束や型の内容がほぼ同じであるだけではなく、細かな言い回しにおいても近似している。

《正儀世守》の梗概は次の通りである。正儀・世守兄弟は、宮中において父の敵を討った罪で刑場へ連行される。そこへ兄弟の母が現れて一人の助命を得るが、兄弟は互い

に死を争う。刑吏がどちらを処刑するべきか母に選ばせると、母は継子である兄を助け、実子の弟を切ることを選ぶ。そして、兄弟に対して隔てない愛情を語ると、刑吏は兄弟の孝心と母の愛情に感動して、ついに兄弟を赦す。

本曲は、室町時代の作者付、『自家伝抄』作者付に宮増作、『いろは作者註文』に作者不明として記され、天文年間演能記録も残っているが、ほかに演能記録や演出資料も多くなく、稀曲と言うべきであろう。

その中であつて、両書は、実演可能なまでに、詳細な記述を持っていることでも特殊である。また、『正儀世守』は主に中国物として扱われたようであるが、両書の仕舞付には中国的要素が一切見られず、その点でも特殊だと言える。つまり、稀曲の仕舞付で、特殊かつ詳細な内容であるという点でも、両書は一致しているのである。

内容がほぼ一致しているのは、『正儀世守』だけではなく、他の重複する所収曲のうち、『維盛』『清重』『陀羅尼落葉』『朝顔』『丹後物狂』『雲雀山』の六曲においても、両書の記述には大きな重なりがある。

両書の重複曲における記述の一致は、全くの偶然によるものではなく、関係の近さを示すものであろう。両書の成立時期の前後関係から考えれば、『観世流仕舞付』は、『珍鋪能仕舞付』の編纂に際して参照されたと考えられる。以

下にその実例をあげる。

まず、両書の謡曲詞章の引用態度を見たい。両書とも、型を記す際、その型が行われる個所の詞章を部分的に引用している。例として、先の『正儀世守』シテ登場直後の記述を見たい。シテが我が子の処刑を阻止しようと刑場に現れる場面であり、謡曲本文は以下の通りである。

〔□〕シテ「いかにあれなる道行人、「そなたへおさなき囚人や二人通りて候か、何とをりたるとや、夫こそ童が子にて候へ

「一セイ」シテ「旧里を出し鶴の子の、地へまつにかへらぬさびしさよ。」

それに対して、両書はこのような仕舞付を記す。

〔観世流仕舞付〕

橋懸にて、「いかにあれなる」と云、「松にかえらぬさびしさよ」となく。

〔珍鋪能仕舞付〕

橋懸ニテ、「松にかへらぬ」ト泣。

シテが橋懸りで〔□〕「一セイ」を謡い、「一セイ」の末尾で泣く所作をするという、全く同じ演出内容である。しかし、謡曲の引用箇所は、二箇所から一箇所へ減少しており、引用範囲も縮小されていることがわかる。言い換えれば、『珍鋪能仕舞付』が引用した詞章は、『観世流仕舞付』の引

用の範囲を出ない。この例は数が多いので、ここでは一例のみの例示に止めるが、このことは重複する他の六曲の仕舞付本文においても、原則的に適用できる。

謡曲引用に関しては、『珍鋪能仕舞付』が『観世流仕舞付』に拠っている確実な例がある。《陀羅尼落葉》中入前(「ロンギ」)に、「我も音を泣く雲井の」という句がある。『観世流仕舞付』は「我も音を泣く方立」と、詞章を正しく引用する。それに対し、『珍鋪能仕舞付』では「我も音を鳴より」ト立」と詞章引用を誤っている。これは、『観世流仕舞付』の「我も音を泣く方」までを、謡曲詞章と考えたために起こった誤りであろう。もう一例、『陀羅尼落葉』終曲部における「其俣シテ柱ノ前へ行、扇返して仕留る」という『観世流仕舞付』の記述が、『珍鋪能仕舞付』では「其まゝト仕手柱へ行」となっている。つまり、『陀羅尼落葉』当該部の詞章には「其俣」の語句はないのに、これを詞章として扱っていることがわかる。こういった例からも、『珍鋪能仕舞付』は『観世流仕舞付』の記述を用いて編まれたと言ふべきである。

それでは、『珍鋪能仕舞付』は、どのような姿勢で『観世流仕舞付』を利用したのであろうか。詞章引用の例から言っても、簡略化の傾向は認めてよいであろう。しかし、

単に記述を簡略にしただけではなく、そこには選択の意識が働いていたと考えられる。

《丹後物狂》「総神分に阿弥陀仏名」(第8段 [□□])の場面では、シテが突如狂う様子を見せるのだが、『観世流仕舞付』は、地謡方や囃子方に対する注意事項を次のように記す。

さる間、地謡なども、うたふべきとのしたくをせずにもる也。常ノ地うたひノ所ハ、前かどにひざをたて、身づくろいなどして待也。何の気もなき様にしてゐる事、習也。鼓も其心持也。

ここでは、突然狂い出すシテの演技を引き立てるように、地謡方や囃子方も観客に対して事前に気配を見せないよう指示している。しかし、このことについて『珍鋪能仕舞付』は記していない。

また、『朝顔』の「日の間の拍子」という囃子について、『観世流仕舞付』に以下の記述がある。

日の間の拍子と云、ハやし様有。心持あり。つよき事嫌也。又あまりよハ過ては、よハきに又よハくてあしく候。心持有事也。

この囃子がどのようなものか詳細は不明だが、この部分も『珍鋪能仕舞付』では削除されている。これらの削除例が意味するところは何であろうか。

これは、単に記述が減少したのではなく、記述内容の変質を示すものと考えたい。つまり、『珍鋪能仕舞付』は、地謡方や囃子方に関わる記述を取り除くことで、立ち方にとつて実演上必要な記述のみを残そうとしたのではないだろうか。このことは、『観世流仕舞付』の編者と考えられる関三与が小鼓方の素人役者であり、『珍鋪能仕舞付』の編者が金剛流の役者、即ちシテ方の人物であろうということにも大きく関わる。

ここで、別の削除の例も見たい。「観世流仕舞付」の《陀羅尼落葉》仕舞付には、本文に先立って、小字の注記がなされている。

此能、宮王太夫作ノ謡也。能同前。宮王名人也。金春古大太夫など立合能仕たる人也。金春ノそし也。源氏一部を流通仕たる人ノ由也。哥道者也。

《陀羅尼落葉》が宮王大夫作であることや、宮王大夫がどのような人物なのかについて述べられており、興味深い記述である。また、この《陀羅尼落葉》仕舞付の末尾には、「隨風落葉含蕭瑟、濺石飛泉弄雅琴」という『和漢朗詠集』所収の源順の漢詩句が引用されている。「観世流仕舞付」がこの句を引用したのは、『陀羅尼落葉』の終曲部付近に、次のような部分があるからである。

シテ「嵐にしたがふ、木々の落葉、地「嵐にしたがふ、

木々の落葉は、蕭瑟をふくみ、シテ「石に濺ぐ、

地「飛泉の声は、シテ「雅琴の翫ぶ、地「伎楽の遊び、「観世流仕舞付」の記述は、この部分の典拠を示したものと見えよう。「観世流仕舞付」には、このような注記がしばしば見られ、編者の謡曲詞章に対する知的興味がうかがわれる。しかし、これらの部分も「珍鋪能仕舞付」では削られている。見方を変えれば、こういった注記的記述は、作品への理解を深めるであろうが、知らなくても上演可能だとも言える。つまり、「珍鋪能仕舞付」は、仕舞付として必要不可欠な記述だけを選択するという態度で、「観世流仕舞付」を利用しているのではないか。

このような記述態度の違いは、まとまった削除部分だけではなく、小さな異同の中からも見出すことができる。まず、『維盛』の前シテの装束に関する記述を見たい。

〈観世流仕舞付〉

竹里出る。直面。上下。宗雪仕舞付ニハ、水衣、玉だすきあげ、大口、ひらきがみと有。

〈珍鋪能仕舞付〉

一、太夫。直面。素袍上下。(略)又、大口・水衣、カタアゲ。

「観世流仕舞付」では、「宗雪仕舞付」と書名が示されているのに対し、「珍鋪能仕舞付」では、「宗雪仕舞付ニハ」の

記述が削られ、単に二通りの装束が示されるに過ぎない。^⑧
同様の例は、『清重』の仕舞付においても見られる。

〈観世流仕舞付〉

さて一せいにて、梶原出る。脇。上下。但、イニ直垂。

〈珍鋪能仕舞付〉

一セイニテ梶原出ル。真垂上下。

『清重』のワキ、梶原景時の装束についての記述である。『観世流仕舞付』では、まず（素袍）上下の装束を指示するが、「イ」には直垂とする記述があったことをも記す。この「イ」が、片仮名のイであるのか、「休」などの漢字の省略であるのか、それとも何らかの異本注記を示すものなのか、ここでは判然としないが、何らかの能楽伝書をさしていると考えられる。しかし、『珍鋪能仕舞付』では、「イニ」という記述が削られ、直垂上下という装束のみが示される。『観世流仕舞付』は、記述の内容をどこから得たのかという情報の出所をたびたび記載しており、右の例もそういった記述であるが、『珍鋪能仕舞付』はこれを削除するのである。

以上は書名の掲出が削除された例であったが、このほかに、細かな言葉遣いについても、両書の姿勢は異なりを見せる。

〈観世流仕舞付〉

此中入、面白き心持也。朝長など同前の心か。

〈珍鋪能仕舞付〉

此中入、朝長ト同前の心也。

これは『維盛』の中入に関する記述である。『維盛』と『朝長』は、前半は現在能、後半は夢幻能であるという点や、前シテが後シテの靈を弔う現在体の人物という点で、近似した構想を持つ。その『維盛』の中入について、『観世流仕舞付』では、「朝長など同前の心か」と、編者が考察した痕跡とも言える、疑問の含みを残した表現をとっているのに対し、『珍鋪能仕舞付』では、「同前の心也」と断定的に述べる。^⑨

このように、能の仕舞付に加えて、注記的記述や編者の思考の痕跡も残す『観世流仕舞付』の記述は、そのままの形では『珍鋪能仕舞付』に取り込まれなかった。能の仕舞付以外の記述は、削除される傾向にあったと言える。『珍鋪能仕舞付』は、立ち方の立場に立って、より実用性を高めた仕舞付として、『観世流仕舞付』の記述を書き換えて利用したのではないだろうか。

変質したものは記述態度に止まらない。少数ながら、演出内容にも変化が見られる。

先にあげた『清重』のワキの装束もそうであったのだ

が、『観世流仕舞付』では二通り示された演出内容が、『珍鋪能仕舞付』では一通りになっている例がある。例えば、『雲雀山』の舞事について、『観世流仕舞付』が「序ノ舞、又はの舞にも」と二通り記す。「はノ舞」は中ノ舞のことであろうが、対する『珍鋪能仕舞付』では「中ノ舞」となっている。これは、『珍鋪能仕舞付』の編者が、複数ある演出のうち、一つを選んだものと考えられ、演出内容の変化として数えてよいだろう。

また、その逆に『観世流仕舞付』が一通りの演出しか示さないのに、『珍鋪能仕舞付』では二通りになっているものもある。例えば、同じ『雲雀山』の終曲部に関して、『観世流仕舞付』では、「シテハシテ柱の前にてしとむる。扇つかひもする。」とシテが留める演出を示すが、『珍鋪能仕舞付』では、「跡ハ脇仕留。又太夫止留ル事も有。」と、脇留の演出もあげている。また、『清重』のワキの持ち物について、「弓矢持」が「弓矢持テモ」になっていたり、トモの持ち物に関する「杖ツク」という記述が、「扇ニテモ、杖ツキテモ」と変えられていることも、例にあげられる。

このように、『珍鋪能仕舞付』において、『観世流仕舞付』の演出内容が変えられた例も少数ながらあり、見逃すことはできない。

以上、両書の関係及び記述姿勢・演出内容の相違について述べてきたが、要約すれば以下の通りになる。

即ち、『珍鋪能仕舞付』の編集に際しては、『観世流仕舞付』が利用されたと考えられ、その記述には簡略化の傾向が見られた。しかし、それは単に簡略になっただけではなく、地謡方や囃子方に関わる記述や、注釈的な記事、編者の考察の痕跡などが削除・改変されていた。結果として、立ち方の仕舞付伝書として、より実用的な記述に変えられたと考えた。また、若干ながら、演出内容にも変化が加えられていることも確認した。

『観世流仕舞付』は、江戸期に、多少なりとも影響力を持ち得た伝書であったようである。それは、写本が既に二本あるということや、『珍鋪能仕舞付』のような他の仕舞付伝書に利用されていることから想定できる。ここでは詳しく述べなかったが、三宅襄氏旧蔵本に『江戸初期仕舞付』と題する伝書があり、ここでも『観世流仕舞付』が用いられている。このように影響力を持っていた『観世流仕舞付』は、今後とも重要な資料となろう。

また、『珍鋪能仕舞付』にある神能の仕舞付のいくつかは、現存が確認されていない『観世流仕舞付』巻一に由来すると推測することも許されよう。書陵部本は、その奥書

から嘉永四年（一八五二）の書写になることが知られており、幕末期には、既に岡家本が巻一を欠いていたと考えられている。ただ、『珍鋪能仕舞付』の成立は、元文二年（一七三七）三月以降、大きく隔たらない時期と考えられており、これは『観世流仕舞付』の成立時期から約数十年後である。『珍鋪能仕舞付』の編者が、『観世流仕舞付』巻一を披見していた可能性は十分にある。また、『珍鋪能仕舞付』《鶉羽》の記述に、『観世流仕舞付』で度々見られる「観三」なる人物が登場していることも、この推測を助けよう。『珍鋪能仕舞付』に残された神能の仕舞付のうち、『観世流仕舞付』巻一を受け継ぐ記述がいくつか存在する可能性は否定できない。現在未発見である巻一の出現が待たれる。

（注）

- (1) 石塚（現姓藤岡）道子「高安流ワキ方 岡治郎右衛門家の系譜と資料（一・二）」（『金剛』34—3・35—1、昭和54年9月・55年1月）
- (2) 天野文雄「近世初期京都能楽界の動向—岡家等蔵『観世流仕舞付』に所見の役者と数寄者をめぐって—」（『野村美術館研究紀要』5、平成8年4月）
- (3) 天野文雄「『関三与』追考—近世初期京都の能の数寄者の横

顔—」（『野村美術館研究紀要』6、平成9年4月）

(4) 書陵部本は「観世流仕舞付」と外題する。奥書より、嘉永四年（一八五二）の書写であることがわかる。

(5) 表章「能の変貌—演目の変遷を通して—」（『中世文学』35、平成2年6月）

(6) 天野文雄「『翻刻』天理大学附属 天理図書館蔵『珍鋪能仕舞付』」（徳江元正編『室町藝文論攷』三弥井書店、平成3年12月）

(7) 『観世流仕舞付』において、『維盛』《正儀世守》《清重》は巻二、『陀羅尼落葉』《朝顔》《落葉（小野落葉）》は巻三、『丹後物狂（丹後狂人）』《雲雀山》は巻四に収められている。注6論文では、『綾鼓』も重複曲に数えているが、『綾鼓』の仕舞付は『観世流仕舞付』には見られない。

(8) 『観世流仕舞付』本文は、巻二を書陵部本、巻三以降を岡家本に拠った。濁点・句読点等は適宜付した。

(9) 『珍鋪能仕舞付』本文は、注6の天野論文の翻刻に拠った。私意により、句読点等を改めた所がある。濁点は適宜付した。

(10) 『多聞院日記』によれば、天文一九年三月二九日、元興寺観音堂前の勸進能にて、また同四月六日、大乘院にて演じられている。演者は十四・五歳であった。

(11) 注5論文によれば、『正儀世守』は綱吉・家宣時代に七回の上演記録が確認されている。但し、これは『観世流仕舞付』成立以降の上演記録であり、しかも綱吉・家宣の稀曲好尚の影響下に行われた上演であろう。他の時期の演能記録では未だ確認されていないことを考えれば、『正儀世守』がこの時期

以外に多数回上演されていたとは考え難い。

- (12) 慶長二六年奥書「盛勝本衣裳付」、元禄二年刊「能之衣裳付」、法政大学能楽研究所蔵「喜多流仕舞付」では、登場人物が唐人であることを示す装束等が用いられる。また、近代の注釈書では、「謡曲評釈」「校註謡曲叢書」の頭注においても、「正儀世守」の設定を「唐土」としている。

- (13) 《落葉》一曲のみは、両書の記述が一致しない。「親世流仕舞付」の《落葉》の記述が、一行程度の簡単な記述であったため、「珍鋪能仕舞付」が別の資料に拠った可能性が考えられる。

- (14) 謡曲本文は、主に「校註謡曲叢書」に拠り、適宜室町・江戸期の伝本を参考として用いた。「は詞、へは拍子不合の節、」は拍子合・大ノリの節を示す。

- (15) 詞章引用は概ね簡略になっているが、両書の引用詞章の中には、異同の見られるものもあり、単純に引用を簡略にしただけとは言い切れない。特に《清重》には異同が多く見られ、引用する詞章を意図的に改変したことを示唆する例もある。

例…「ほうとり〜」◇「ほうたか〜」(《清重》)狂言方が鷹を追う場面の狂言詞章)

(16) 注2論文参照

- (17) 「宮王太夫」と呼ばれる人物は、道三と、その父の宗竹(日吉源四郎)がいる。「古大太夫」が金春氏昭(氏照、喜照とも。法名宗瑞)をさすと考えられ、氏昭が永正一〇年頃から天文八年頃までの間金春大夫として活躍していることから、この「宮王太夫」は、氏昭と活躍時期を同じくする宮王大夫

道三に該当すると考えられる。

- (18) 但し、能楽資料集成12「親世流古型付」所収の「宗節仕舞付」には、《維盛》についての記述はない。

- (19) 類例として以下の例が見られる。

「是をかいさまにも置くか。」◇「是ヲカイサマニモ置事有。」(《清重》)シテ・ツレが筈を置く所作に関する記述
「又、そと柱に寄懸てもゐるか。」◇「外柱ニヨリ懸リ下居。」(《丹後物狂》第8段「問答」)。説法を聴聞しようとするシテをワキが制止する場面)

- (20) 類例として以下の例が見られる。

「星のちぎりも」扇つかふ。つかはぬもよし。」◇「星の契り」トユウケン。」(《朝顔》「サシ」での記述
「いそひでたてとこそ」と花松を扇にてさす。さ、ずにも。ときのしほによるべし。」◇「急ぎ立」ト子方ノ方ヲ扇ニテサス。」(《丹後物狂》第3段「問答」)。シテが子方を叱責する場面)

- (21) 「親世流仕舞付」では、別に「関氏私付歎」として、約二丁にわたり、詳細な仕舞付を記しており、その部分に脇留の記述がある。「珍鋪能仕舞付」では、この長文の仕舞付を全く載せていないが、何らかの参考としていた可能性も捨て切れない。

- (22) 天野文雄氏の御教示による。同書では《定家》《檜垣》《関寺小町》《鸚鵡小町》《姨捨》《清経(音取)》《江口(平調返)》の記述が抄出されて、用いられている。

- (23) 注2論文では、「観三」を親世三十郎重成のこととする。